

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

①普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。）

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③定期積金

④第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 定期預金の預入は当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

(3) 定期積金は定期積金規定により取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(2) 前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続手続きに加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続を行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その

いずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金（但し、利息を付さない旨の約定のある普通預金を除きます。）の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (定期積金の支払時期)

定期積金の給付契約金は、満期日以後に支払いをし、自動継続はいたしません。

7. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもって定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の合計額とします。

この取引の定期預金および定期積金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額。

- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

この取引の定期預金および定期積金払込金残高には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

- (2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金および定期積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときにはその継続日）の早い順序に従い担保とします。また、定期積金に対する質権設定手続は当金庫所定の方法によるものとします。

- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

9. (貸越金利息等)

- (1)①貸越金の利息は、付利単位を１００円とし、毎年３月と９月の当金庫所定の日
に、１年を３６５日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金
に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「２年以上」の利率に年０．５０％を加
えた利率

B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年０．５０％を加
えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年０．５０％を加えた利率

D 定期積金を貸越金の担保とする場合

その定期積金ごとにその約定利率に年０．７０％を加えた利率

- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい
直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

- ③この取引の定期預金の全額の解約、定期積金の解約により、定期預金および定
期積金のいずれの残高も零となった場合には、第１号にかかわらず貸越金の利
息を同時に支払ってください。

- (2)貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合
の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

- (3)当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年１８．２５％
（年３６５日の日割計算）とします。

10. （届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1)通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があ
ったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。
- (2)前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害について
は、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3)通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金もし
くは、定期積金の給付契約金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手
続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めるこ
とがあります。
- (4)届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合に
は、預金者が到達を妨げた場合など、延着しまたは到着しなかったときでも通常
到達すべき時に到着したものとみなします。

11. （成年後見人等の届出）

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年
後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者
の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後
見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意

後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盗難通帳による払戻し等)

- (1)盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約、書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

Ｂ 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. （取引の制限等）

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) １年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫が指定する方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前３項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15. （即時支払）

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき

- ②相続の開始があったとき
 - ③第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

16. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書（通帳）を発行し、また、定期積金の残高があるときは、別途に定期積金通帳を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまた貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第18条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤法令で定める取引時確認等における確認事項、および第14条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥第14条第1項から第4項に定める取引の制限にかかる事象が1年以上にわたって解消されない場合
- (4) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金があるときはそれらを支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(5) 前項に基づく解約をした場合に、第 17 条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができますものとします。

① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金および定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金・定期積金の利率（利回り）はその約定利率（利回り）とします。

18. (譲渡、質入れの禁止)

(1) 普通預金、定期預金および定期積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金および定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第 8 条第 1 項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳および届出の印章を持参のうえ当店に申出てください。ただし、相殺により貸越金が高極度額をこえることとなるときは、高極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金および定期積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (準拠法、合意管轄)

この規定は、日本法を準拠法として、それに従って解釈されるものとします。この規定から生じるあらゆる紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

21. (言語)

この規定は日本語により作成され、日本語により解釈されるものとします。他の言語による翻訳文は預金者の参考のためであり、かかる翻訳文はこの規定並びに当金庫および預金者の権利義務の解釈についていかなる効力も有しません。日本語と翻訳文との間に不一致がある場合、日本語が優先します。

22. (規定の変更)

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上